

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社せき
奈良県高市郡明日香村大字岡379-1

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 8 年 2 月 18 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 日 (2 週間)

近畿区域(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

3 指名停止理由

株式会社せきが受注した和歌山平野農地防災事業 名草排水路第7工区他工事において、仮設覆工板の撤去作業中、同作業に従事していた作業員が開口部へ転落する労働災害が発生した。本件について、元方事業者が講ずべき安全対策が不十分であったものと判断され、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第29条及び第31条第1項の規定に違反したとして、労働基準監督署からは是正勧告書及び指導票の交付を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第1 別表第3に規定する措置対象区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として2週間以上2ヵ月以内